

令和2年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和2年12月1日(火)午後2時から午後5時まで

2 場所 WEB会議
(宮城県庁行政庁舎18階サテライトオフィス)
(傍聴会場:宮城県庁行政庁舎5階総務部会議室)

3 出席委員(12名) オンラインによる出席

(1) 常任委員(11名)

石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(2) 専門委員(1名)

原 猛也 公益財団法人 海洋生物環境研究所 フェロー

(参考)

傍聴者人数:6名(報道機関:1名)

4 会議経過

(1) 開会 (事務局)

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、常任委員13人中11人出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶(環境対策課長)

本日はお忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、また、本県の環境行政につきましては、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございます。今年度は既に9回審査会を開催しております。コロナウイルスの影響によるWEB形

式での開催など、例年にない状況で審査会が開催され、委員の皆様には多大な御協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本日は7月31日に審査賜りました(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価準備書の答申案について、そして環境影響評価技術指針の改正について審査賜ります。また、報告事項が2件ございます。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますので、専門的技術の見地からの十分な審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 審査事項

(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書について(答申)

【平野会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。今日もよろしくお願い致します。次第に従いまして、3審査事項(1)「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書について」、ちょっと間が空きましたが、2回目の審議になるかと思えます。本件については、稀少種の生息場所の特定に繋がるような審議となる可能性がありますので、御承知よろしくお願い致します。

先ず、参考人の入室をお願いします。

【事務局】

事業者の方が入室するまで少々時間をいただきます。

<参考人接続>

【平野会長】

参考人の皆さん出席ありがとうございます。では、先ず事務局から資料1-1から1-3について説明いただいて、その後引き続き参考人の方から、資料1-4から1-5について御説明いただければと思います。

【事務局】

資料1-1, 資料1-2, 資料1-3について説明。

【参考人】

資料1-4, 資料1-5について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。先ず、欠席委員の御意見を事務局から説明下さい。

【事務局】

欠席の永幡委員，丸尾委員から意見はいただいております。

【平野会長】

分かりました。それでは，質疑に入りたいと思います。委員の皆様，いかがでしょう。

では私から，1 回目の審議の際，本当は文書意見を出すべきだったのですが，景観の話をする時間がほぼなくて，景観の話をしておりませんでした。白石市長意見にありますように，今回の準備書ですと 902 ページの表 10.1.11-3(1)，こちらでグリーンパーク不忠と川原子ダムについて，非常に大きく見えることが記載されております。ただ，その帰結が景観の眺望に介在しないということが何の根拠もなく書かれていたり，ちょっと残念な感じなのですよ。また，いくつかの主要な眺望点については，動画を作っていました。そのことの記述はありますか。ですので，お願いしたいのは，「大きく見えていても問題ない」という紋切り型のやり方は本当にやめていただいて，「影響あるのだけどころだ」という評価をちゃんとしていただきたい。分かりませんか。「大きく見えるのだけど，この景観はこうである」と。何でも調べた結果を「影響はありません」，「影響は軽微であると考えます」みたいなかたちで結論づけて全て影響がないように書くのは本当にやめてください。更に白石市長が突っ込んだ質問をしておられて，その上で，「環境保全措置を実施することにより影響が低減されると分析されているが，具体的な環境保全措置を明らかにすること」を求めています。具体的な低減措置を書きたくていただきたいと思います。特に大きく見えるグリーンパーク不忠と川原子ダムについては，きちんとした評価をしていただきたい。低減措置をとれるならとっていただきたいと思っています。ということと，あと動画の評価ですね。それについてもきちんとした記載をしてください。せっかくやっていたのですから。私からは以上です。参考人の方，いかがでしょう。

【参考人】

前半に御指摘いただきました「景観資源の眺望に介在しない」という記述についてなのですが，その後で 907 ページ以降でフォトモンタージュを掲載しておりまして，3 つめの景観資源をピンクとか黄色で塗っている写真がございますけど，そちらで重なりを確認した上で，介在するか，しないかということを経験的に記載しているものです。

【平野会長】

重ならなきゃ良いというものじゃないでしょ。

【参考人】

おっしゃるとおりです。

【平野会長】

ですので，やはりそこは丁寧に書いてください。ちゃんと。

【参考人】

この場所ではあくまで機械的にと言いますか、客観的に示せるものとして整理させていただきます。

【平野会長】

いやいや、重ならなければ良いという判断も主観的ですよ。

【参考人】

申し訳ございません。こちらについては、評価書で訂正させていただきます。

動画についてなのですが、図書の中に動画を入れ込むことができませんでしたので、920 ページの評価結果のところ、920 ページの中段あたりに誘目性について少し触れている部分がございます。誘目性は動画の方で確認しているというかたちで書かせていただいています。こちらも不足がございますので、もう少し分かるようにですね。

【平野会長】

ちゃんと科学的な態度で書いてください。どうかたちで動画を作成して、どういふふうに検証したのかを含めて、それは我々も見せていただいていますので、それを含めて書いていただいて構いませんから。要は、報告書に載せられないからといって割愛する態度は止めてください。紙にならないのでという。よろしくお願いします。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。

【由井委員】

資料 1-4 の 4 ページの動物(2)サシバの渡り調査ですけれど、今回春は多少飛んでおりますけど、秋に全く観察されていないということは、この付近が秋のサシバの渡りルートになっていないということになりますけど、準備書 314 ページの 32 番の地元の方の質問では、南東側にある花房山の(東西)両面を通っているという話がありました。そこも視野に入れた上で、秋のサシバの渡りと思われるものはなかったということでしょう。

【参考人】

その通りでございます。確認はされておりました。

【由井委員】

渡りの観察、猛禽の調査も大分やられているので、それでも見えないということは、この年にそこは通っていないということは、一応分かりました。次に(3)ですね、5ペー

ジの上、小鳥の渡りですけれども、事前質問に対する回答、これは秋の渡りの早朝1時間の個体数でしょうか。

【参考人】

その通りでございます。

【由井委員】

何日が観察しているのですが、1日当たりの1時間の最大数というのは今出ますか、何羽位か。出なければこのWEB会議が終わるまでに調べてお答えください。

【参考人】

調べさせていただきます。

【由井委員】

あと(6)ですね。カットイン風速のことですけれども、現地で手動によりカットイン風速を変えるというのは、例えば今後の事後調査において、コウモリが多数衝突している事実が分かった時に、秋の渡りのコウモリが移動ピークの時に、ある日現地に行って、カットイン風速を、今2.5m/sを例えば5m/sに手動で全機について設定すると、その後しばらくは、コウモリの渡りのピークの期間はそのまま5m/sで作動するということよろしいでしょうか。

【参考人】

今後の事後調査において、コウモリ類への重大な影響があると判断された場合には、カットイン風速の変更を含めた環境保全措置を検討いたします。但し、カットイン風速の変更は、その後の試運転、調整等を確認した上での運用となります。

【由井委員】

分かりました。事後モニタリングをしっかりとやっていただいて、もし衝突が多い場合はそういうふうにするという可能性があるということによろしいですね。

【平野会長】

由井先生ちょっと割り込みますね。

【由井委員】

はい。

【平野会長】

カットイン風速の件は、是非環境影響の低減策として、きちんと明記いただけますか。こういうオペレーションをしますから低減しますと。それを込みで評価をきちんといただくことが大事だと思います。すみません、由井先生お続けください。

【由井委員】

それで結構です。事業者さんもそれを了解していただければ。以上です。

【平野会長】

よろしいですか。参考人の方々，この件は。他，いかがでしょう。

【山本委員】

水質で伊藤先生から御指摘があった件なのですが、最新の10年間の降雨量を反映すると書いてありますけれども、伊藤先生が御指摘されているのは、例えば令和元年東日本台風のように、現実に被害が起こった最新のデータをきちんと加味して欲しいという事ではないかと思うのです。10年の降雨確率ではなく、もう少し安全側の検討をしていただけないかなというふうに思います。

【平野会長】

いかがでしょう，参考人の方。

【参考人】

今10年確率が出てきたので、それで回答してしまいましたが、もっと最近実際にどの位降ったのかということ踏まえて危険側にならないように予測したいと思います。今どのような数字を使うかは申し上げられませんが検討いたしたいと思います。

【平野会長】

これ，決めごとはあるのですか。

【参考人】

特になくて、10年降水確率を使うことは比較的多いかなと思います。あと過去何年の内に、その中で最大の降雨というケースとかもあったり、特にこれという決まりはないです。

【平野会長】

以前から申し上げていますように、風力発電事業そのものは、ピンポイントの世界になるので、そんなに土砂災害への影響が非常に大きくなるものではないのですが、取付道路等々の造成が入ってきますと、特に尾根筋ですね、そこで水を吸い込んでしまうと結構大きな被害が出る可能性があるわけですよ。その時に10年確率というと、その辺の雨水排水と同じ確率降雨ですよ。それで良いのですかね。これはきちんと事業者の方で考えていただきたいのですが、ちょっと低すぎるような気がします。ただ決めごとがないのであれば何ともならないのですが、どれ位の安全性を担保した評価をいただくかということで、逆に言うとそんなに影響しないので、恐らく。やはりちょっと高めの雨量をきちんと見ていただいて、それでも大丈夫だということを確認いただくのが良い

のではないかと思います。要は対策費がそれによって莫大に増えるということはないと思うので。

【参考人】

御指摘を踏まえまして、過去最大とかというのを含めて検討してみたいと思います。

【平野会長】

太田先生、関連でしょうか。太田先生どうぞ。今、手を挙げておられましたよね（太田委員の回線が不調）。それでは、伊藤先生どうぞ。

【伊藤委員】

今の件に関連して、他の事業者さんが出してくる式を見ても、降雨条件では大体 10 年確率降水量を使っているのですが、もしこれがスタンダードなのであれば、たとえ 10 年確率降水量が最新のデータを使うと、これはちょっと低くなっているのですが、最新のやつを使ってくださいねという話をしたのですが、降雨条件として 10 年確率降水量を入れないとすると、多分 1 日当たりの最大降水量とかを代入していくことになるかと思うのですが、それでも構わないということであれば、私の方ではそれでも構いませんが、基本的には現状に則して安全側で見てくださいという指摘になるかと思います。

【平野会長】

参考人の方々、よろしいですね。その辺は御検討ください。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。

【石井委員】

放射線のところなのですが、1cm から 2cm と言っていたのですが、腐葉土とか落葉があって 5cm しか採取できなかったということなので、前のデータというのは、腐葉土と土を含めた数値だったのですかね。

【平野会長】

お答えください。

【参考人】

はい、混ざっていると思います。表層土ということで 5cm 前後です。

【石井委員】

そうすると、腐葉土は上に1cmあって、それから3cmが土だとほとんど土には放射性物質は入っていないで、腐葉土に入っていることになりますので、先日は単純に5倍としていたのですが比重が全然違うので10倍位になってしまう。そうすると2,380Bq/kgだったのが、もっと上がってしまうことになり、かなり放射線量が高いことになってしまうので、土のことにしても（放射線量の）高い腐葉土を撒き散らすことになるので、そのことについて考えなければならないということが専門家から考えるとむしろ腐葉土の汚染を動かすことになるので、上手く全部取るということだったら納得するのですが、それを散らかすというとまた放射性物質濃度の高いものを散らかすことになるので、事業者は恐らく「低いからいいや」と思ったのだろうけども、Bq/kgでいくと相当高いことになってしまう腐葉土が存在しているという事実を示しているということになります。

【平野会長】

事業者の方、いかがでしょう。要は腐葉土というか、落葉が堆積して、それに放射性物質が大量に付着しているケースだと、堆積した放射性物質、落葉は事業をするとき邪魔ですので取らざるを得ないですよ。堆積した放射性物質を丸々取ってどうなさるのですかということですね。いかがでしょう。その対策について、ちょっと今すぐ答えることは難しいかもしれませんが、そういう状況であるということが調査してみた訳ですから、対策について専門家の意見も聴きながら評価書に向けては対応いただければと思います。石井先生、そんな感じでよろしいですよ。

【石井委員】

はい、現実に宮城県の南の方では汚染された山の落葉だとかを焼却してしまうとかかそういうところまで考えると、集めて燃やしたりするのですかねという話になるかと思えます。その辺をしっかりと事業者は対応を考えないと、後で問題になったらまずいと思います。以上です。

【平野会長】

ということで、これは評価書に向けて是非対策の方をお願いします。評価よりも。落葉を取ってどうするのかということをお願いします。

はい、太田先生。聞こえていますかね。（太田委員回線が不調）

（事務局が合図）はい、事務局。

【事務局】

太田先生とチャットでやりとりはできているのですが、音声は反映されないようですね。太田先生のカメラも切れてしまいました。

【平野会長】

（画面、音声）固まっていますね。

【事務局】

そうですね。

【平野会長】

では、他の委員の皆様、いかがでしょう。太田先生待ちですね。どうしましょう。

【事務局】

太田先生、見えますでしょうか。音は聞こえるでしょうか。

【平野会長】

だめなようです。回線の状況が良くないようですので、太田先生には大変申し訳ないのですが、改めて文書意見をいただくこととします。事務局それでよろしいですか。

【事務局】

はい。

【平野会長】

他に御意見がないようでしたら、これで質疑は終わりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしいですね。はい、ではこれで質疑は終わりにしたいと思います。先程の由井先生の宿題は分かりましたか。

【参考人】

すみません。まだ整理できていませんので、書面か何かをメールで対応させていただこうと思います。

【平野会長】

よろしくをお願いします。それでは参考人の皆様、ありがとうございました。

<参考人 切断>

【平野会長】

それでは引き続きまして、答申の形成に入りたいと思います。資料 1-6, 1-7 ですね。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1-6, 資料 1-7 について説明。

【平野会長】

先ず1点目,2項目(質疑時指摘事項)私から景観に関することを盛り込みたいと思います。よろしいですかね。文案は私に一任いただければと思います。2点目,先程議論があった放射性物質の話です。今のままだと先程の議論が反映されませんので,これは事務局で素案を作ってくださいませんか。石井先生に作っていただけますか。

【石井委員】

先程の話を聞いて,「放射性物質で高濃度に汚染された可能性がある腐葉土の散逸又は集積,」を「造成等の工事によって,」と「放射性物質を含む」の間に入れれば良いかなと思います。後で事務局に文案を送りましょうか。

【平野会長】

できればそうしていただければありがたいです。

【石井委員】

もう一つ気になったことがあって,口についてなのですが,山本委員から言われたことなのですが,実際我々が七ヶ宿町,丸森町とかに行きますと,15年位経った木は放射性プルームで汚染されています。表面が。そのまま使えません。そのことは私と宮城県で丸森町に汚染の装置を作っているのですが,その木どうするの,ただそこにほうっておくのか。生えてきたキノコは全て汚染されるし。だからここで言っている評価というのは大変重要な問題だと思います。これはコメントですけど。

【平野会長】

そうすると口の文言も変えた方が良くもありませんね。

【石井委員】

そうですね。

【平野会長】

併せて修正案を作ってくださいいて,事務局に石井先生から送付いただければと思うのですが。

【石井委員】

分かりました。

【平野会長】

よろしく願います。ということで,先ず2点,議論の中ではっきりしましたことを指摘させていただきました。他,いかがでしょう。

【山本委員】

全般的事項ですが,七ヶ宿町長,白石市長からも指摘がありましたけれど,「周辺他

事業との複合影響を踏まえて」という言葉を最後の1行のところに入れてはどうかと思いました。「環境影響」という言葉に代えて「周辺他事業との複合影響を踏まえた一層の回避・低減に努めること」と。

【平野会長】

山本先生の今の御提案でも良いと思ったのですが、別立てにしてしまっても良いかなと思いました。その方が目立つので。

【山本委員】

お任せします。

【平野会長】

これについては、事務局の方で、累積影響だったか複合影響だったか、正しい用語も含めて。一つ足しましょう。(1)と(2)の間にちゃんと入れて。複合影響、累積影響でしたっけ。

【事務局】

累積的影響です。

【平野会長】

分かりました。累積的影響について(1)と(2)の間に差し込むということで対応したいと思います。他、いかがでしょう。

【由井委員】

(4)動物について、追加で白石市長が意見2(5)でカモシカとかクマのことについて、一所懸命意見を出しておられます。今回の開発は、そう大きな大面積ではないのですが、やはり里山に近いところでの開発ですので、影響が出る可能性があることから、次に述べるコメントを2(4)動物の最初に入れて欲しいです。「カモシカ、クマ、サルについて、その生息地の保全に努めるとともに、イノシシを含め、村落への進出防止に配慮した開発事業とすること」、これを入れたいと思います。

【平野会長】

分かりました。皆さん、よろしいですね。由井先生、お聞きしたいのですが、調査はやらなくて良いのですか。

【由井委員】

調査は大変ですね。中型哺乳類をゼロから調査するとまた2,3年かかりますから。

【平野会長】

そこまでは求めない。

【由井委員】

はい、既存のデータで対処していただくということです。

【平野会長】

了解です。

【由井委員】

それから(4)口、コウモリのところ、「広い機種を」とありますが「広いLEDライトを選択し」と限定して下さい。その前がこれだけだと何のことを言っているか分からないので、2行目の最後「また、」の後に「今後コウモリ飛翔調査を行う場合」、「照射半径」以下続くということで、つまりコウモリの飛翔調査を行うのにこれが必要だと。「今後」というのは評価書に向けても調査があり得ますので「今後」としておきます。それからもう一つ、二について、1行目から2行目に「イヌワシの誘因を」とありますが、イヌワシだけではなくて「イヌワシ、ノスリ等」として下さい。ノスリが沢山いて当たりやすいので。以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。問題ないかと思います。皆様よろしいでしょうか。そのように修正したいと思います。あと、由井先生、確認したいのですが。参考人に確認すべきでしたが、砂利敷きにするのを森林管理署なんかがいやがるケースというのはあるのでしょうか。

【由井委員】

これまでの情報ですと、森林管理署は土地改変を行った場所は全て緑化しなさいという指示であったのですが、最近の幾つかの案件の中で、森林管理署が必ずしも全部ではなくて、斜面は緑化なのですが、平坦改変地は緑化しなくとも良いような回答が前、宮城県か福島県かのアセス審査会でありましたので、森林管理署は砂利敷きやチップ敷きもオーケーだと思いました。

【平野会長】

技術的には遮水シートを敷いたところに砂利敷きをしてもらえば治山の意味では良いかと思いましたので。他、よろしいですかね。太田先生、リアルタイムに話できるようになりましたかね。だめですかね。

【太田委員】

聞こえますか。

【平野会長】

聞こえます。でも、まだタイムラグがあるようです。では、他に意見がなければ今出

ました修正をまとめまして、形式的に会長一任ということを取り付けたいと思うのですがよろしいでしょうか。実質的にはまた皆様にメールで確認いただくことをしますのでよろしくをお願いします。これで審査事項(1)が終わったので休憩に入りたいと思います。10分程度休憩を入れたいと思いますので15時30分に再開したいと思います。暫時休憩に入りたいと思います。

<休憩>

環境影響評価技術指針改正について（諮問）

【平野会長】

それでは審査を再開したいと思います。次第の3審査事項(2)「環境影響評価技術指針改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2-1, 資料2-2, 資料2-3, 資料2-4, 資料2-5について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。先ず欠席委員の御意見を事務局から説明下さい。

【事務局】

事前に永幡委員から騒音、振動分野に関して2点ほど御意見をいただいております。いただいた意見を読み上げます。

『1つは、環境基準の地域類型が指定されていない地域に、環境基準を準用する際の地域の選択方法についてです。現状、極めて静かな地域で、より厳しい基準（例えばA地域の基準）でもクリアしている地域において、幹線道路沿いの基準のようなものを当てはめてくる事業者が、あまりにも多いのが現状だと思います。』

こちら、（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業の諮問の段階で議論になったところですが、ある程度防音対策がしっかりしている幹線道路の基準を山の中の住宅への基準として準用するのが果たして良いことなのかという部分で永幡委員が問題提起されていたところでした。

『このようなことをされては、住民の健康を守ることができないので、「騒音の現況」と「住宅の構造及び生活状況」を把握の上、現状で都市部の幹線道路並みの騒音レベルであり、住居も十分に遮音性が高いものであり、かつ、窓を開けて生活ができるような季節であっても、窓を閉めて居住している実態がない限り、少なくとも「幹線道路沿い」の基準を準用することはできないよう、釘を刺しておけないか、という提案です。』

【平野会長】

その件に関しては、今後詰めて行く中で資料 2-4 ですね。永幡先生とも相談しながら、調査、予測の方法のところ、静音性の高いエリアでのやり方について書いていくという対応をとりたいと思いますがいかがですか。

【事務局】

因みに資料 2-4 の 7 ページを御覧いただきたいのですが、車両の通行に関する騒音の評価については、調査すべき情報、項目などとして、割とざっくりした基準で書いてありまして、その上で技術的な助言ですとか指摘は審査会の場でお伝えすることは現時点でも可能になっております。

【平野会長】

ではこの改定について、永幡先生と相談して、これを機に変えた方が良くということであれば次回お示しする方向にしたいと思っております。まだありますよね、永幡先生の御意見。

【事務局】

はい、

『「人と自然とのふれあい」のところ、キャンプ場であったり、バードウォッチングサイトであったりといった静穏性が求められる環境については、単に環境基準で騒音の評価をするのではなく、求められる環境の質にあった音環境がクリアできるかを検討するよう求めるということです。』

こちら資料 2-4 を見ていただきますと、調査手法については記載されております。

【平野会長】

その辺も含めて資料 2-4 も含めて、参考手法としての調査手法、予測手法のところ、そうならないように、静音性が求められるところはこういうふうにしなさいといった加筆ができればと思っております。その方向でよろしいですね。

それでは、資料 2-2 について項目ごと分けていきましょうか。1)、これは一番悩ましいことかと思っております。ゼロエミッションを目指す日本国政府も言っていることから、CO₂の話は各事業で考えていただくべき案件ではあると思う一方、CO₂排出量をライフサイクルで出すのは、特に、建設機械の稼働なんかでは、結局どれ位軽油を使ったのかということかなり細かい計算方法しかオフィシャルのものはない、という状況にあるようです。要は、全ての事業にそれを課すとちょっと負担が大きいのかなという気もしておりますし、その一方で CO₂ 排出量をちゃんと把握した上で、それを低減すべく事業を進めていただくという、そういう姿勢も必要かと思うところ、とても悩ましく思っている、委員の皆様のご意見を聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。案としては、この案、多少大変かもしれないけど全事業 CO₂ を、というのが一つ目、もう一つは、発電関係ですね、CO₂ 排出に非常に効く、発電事業に関しては、すべからずライフサイクルの CO₂ を排出量、削減量を含めて考えていただく。三つ目のオプションはないとは思いますが、基本的に今まで通りでやはりいいのではないかと、ソーラーパネルだけ、太陽光発電だ

け相手にするというオプション，位かなと落としどころとしては思っております。先生方，意見をいただければと思うのですが，いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

【由井委員】

分野によって甲乙付けるということですが，例えばダム事業は通常膨大なセメントを使います。私が前ダム事業で色々聞いたところだと，大規模なダムですと通常大きな発電所が併設されます。水力発電所ですね。水力発電所が1年稼働すればダムに使ったセメントを作る過程のCO₂生産量はクリアできるという国土交通省東北地方整備局の大規模事業評価委員会でそういう回答があったことがあるのですが，大きいダムでも併設される水力発電所が小さいと40年位かかると言っていました。ダムに使ったセメントを作るときに膨大なCO₂が出るのですが，それをゼロに戻すためには，40年その小規模水力発電所を稼働させなければならないと言っていました。だから環境的にはダムを造って洪水を防止するとは言っても，セメントを作る過程で膨大なCO₂を排出するのでプラスマイナスゼロのような気がするのですよね。ここではとりあえず他の事業でもセメントを沢山，或いは運搬車のガソリン使用とか，結構CO₂を排出しますので，ものにはよるけど，大体のものは二酸化炭素についてはマルを付けた方が良いのではないかと思っています。以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。今の話で言うと，大規模事業だからそれ位きちんと積算しましょうよという気もするのですよね，確かにね。手間が増えるのは間違いないのですが。悩ましいですね。ダムは発電所というオプション2ですね，私が申し上げた2つめの案でも，発電しないダムも入れる位まではグレーゾーンで行けるような気がするのですが。そう考えると他の事業も条例アセスに関わるものは，結構大規模事業なのでそれ位やりましょうよという話もちろんあり得ますよね。

【原専門委員】

ゼロエミッションで火力発電所の話を差し上げたいのですが，2050年に石炭火力は全くだめということなので，今電力会社がどのようなことを考えているかという点，先ず2050年に向けては発電所を稼働するところに対して，少しでも炭酸ガスは減らしましょうということで海底貯留の話とか炭酸ガスの別な利用，逆に燃料にアンモニアなどを入れて（混燃による炭酸ガス量の削減），それから酸素吹き（で燃焼効率アップ）をとって高効率（炭酸ガス排出量あたりの発電量率）化して少しでも（排出量を）下げるといって何とか2050年までは持たせましょう。2050年以降はどうなるかという点，太陽光とか風力発電所があって，その追い炊きの様な，補完的なものとして火力発電所はやはりないと回らない訳です。風力も太陽光も，太陽光は昼間と夜がありますし，天候も左右されますから，そういうことで不安定な訳です。需要に追いつくためには補完しなければならない。石炭火力であれ，30分位で起動停止するという位，何というのですかね，凄くフレキシブルなかたちの追い炊き設備として残りたいと，いうふうなことを今考えていまして。それともう一つは古い，どうしても地元対策とかいうこと

もあって、どうしても残さなければならないところはゴミ発電とか、木材チップ率を上げるとか、そういうふうな話の方にもって行って何とか生き残ろうと。一番大きいのは、石炭火力は凄く標的にされていて、いくら高効率だとか、それを海外に輸出して日本は協力していますから引き算させてくれという話はもう通らなくなっているのですよね。日本国内でも石炭（火力発電所）をつぶすという方向では動いてはいるのです。思想的にはもう新しく炭酸ガスそのものを排出する発電なんていう事業は出てこないという状況だと。会長がお考えになっているように、この収支は、どんなものでも出すべきなのですよね。アセスの時にはね。由井先生のセメントの話までは、建設資材の炭酸ガスまで算入するかどうかというのは国の考え方も出るでしょうから、炭酸ガスの評価にどこまで遡るか、というようなところは自動車なんか大きいですから。自動車とか火力発電所なんかは「ここまでいれましょう」とう指示が出ると思いますから、それに沿っての評価だけはしていただく、というふうにしないと多分だめだし、新しく発電所を計画するときにはそれを付けていないと何もできないという話になると思います。それ以外の道路とか建設は由井先生がおっしゃるように、国交省とか環境省が建設資材とか、それを運ぶ車はもちろんですけど、その先の建設資材作成の時のものまで評価するかどうかはそれに合わせて評価するというようなレベルでいかがでしょうか。全部に一回網をかけておいて、後から外していくのは、事業について宮城県としては負担を軽減してもアクセレートしたいという場合には外す。そんなふうな方向で一旦網をかけるのはいかがでしょうか。

【平野会長】

ありがとうございます。基本マルは付けておいて、資料2-4ですね、どういう手法かという、調査予測の手法のところ、極めて簡便な方法を示すとか。そこは方法書の議論をするときに、これは大規模事業で発電事業でもあるしCO₂排出が気になるケースはもっとちゃんとやれという指導をして、というやり方ですね。

【原専門委員】

賛成です。

【平野会長】

村田先生いかがでしょうか。

【村田委員】

もちろん、やれるものならやって欲しいというか、手間のことを考えなければ今の時代にCO₂排出量、ライフサイクルを考えていませんという話はないでしょっていう話で、それは私達考えませんという業者さんに来られても困ると思うので、やってもらうのがいいと思っていて、あとはどの位本当に手間がかかるのかということと、手間がかかるけれど精度が全然ないというのだと意味がないので、ある程度の精度が確保できる方法をちゃんと示さないはずかなと思います。その上でやってもらうべきなのだろうなと思います。

【平野会長】

分かりました。では、委員の皆様の意見を踏まえ、資料2-3のマルを付けるか否かにおいては、マルを付けておく。その際に、全ての事業でライフサイクルのカーボンエミッションをちゃんと予測評価していく。ただその予測評価があまりに大変なケースもあるような気がしますので、それに関してはちょっと次回までに事務局のほうから村田先生等々に御相談に伺っていただいて、資料2-4の参考手法としてどういう手法を提示するかについて、簡便な方法を含めて提示すると。そういう方向で修正を考えると、1)を進めたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。では、1)はそういうふうにしたいと思います。2)についてはいかがでしょう。植物のロードキルは考えないということですが、いかがですか。

【太田委員】

確かこれは私だったか、分からないのですが。確かにロードキルはあまり考えなくても良いと思うのですが、造成等の施工による一時的な影響で拾っているというあたりが、この話が出た時には曖昧だったからだと思います。造成というと事業地の造成と読み取れてしまって、取付道路とか仮設道路について、この文言で含まれるのが担保されるのであれば提案のとおりで良いのかなと思います。

【平野会長】

ありがとうございます。そうですね、この辺は行政的な定義の問題なので、例えば、風力発電事業を実施する上で工事用に作る道路まで当然アセス対象になりますよね。その辺を明確にしていれば2)はこのとおりで良いという御意見かと思います。この方向でよろしいですか。

【太田委員】

何かの時に事業者へ意見や質問したときにマルがついていないから、対応していないとか、結局やらないで終わってしまうということがなければ。

【平野会長】

了解です。それは行政の内部資料として先ずきちんとそれを。関連事業は全てアセスメントに含まれるはずですので。そのことを徹底いただくということを踏まえて、2)はそうように事務局提案通りの方向に進めたいと思います。では3)です。これはまあ機械的な話で、海域と陸域が分かれていたのを結局同じなので、その区分を取り払うことで海域をちゃんと対応することにしようということ。この通りで良い気がしますが。

【原専門委員】

発電所のアセス省令というのはもともと環境省がアセス省令を出す前に、アセスメントは資源エネルギー庁、通産省で先取りして始めた話なのですよね。先取りして始めた時に、やはり一番問題になったのが漁業者との調整なのですよね。漁業者との調整上、

漁場影響項目というのがあったのですよね。それについてはちゃんと調査しろ、という項目があって、今後は環境省が一括してやるという時に、資源エネルギー庁に発電所そのものの機械とか、その稼働とか専門的なことがあるからということで、まだ資源エネルギー庁が発電所については自分で持っている訳ですけど、その時に網がかかったのは漁業項目みたいな特別な産業調整はもうアセスではしないと。実際的な、科学的な知見に基づいた評価しかしないということになって、漁業そのものの産業影響については外されたのですよね。それが植物と動物、生態系に残ったかたちなので、特に海域に関しては漁業項目があるぞというのは非常に重要だったという経緯から残ったものだというように思います。だから、ここで言われるように海域と陸域を区分する必要はないと、ただ海水を使うという発電所の特性があるので、やはりここは海域として注意しなさいよという意味では意義があったのかなと私は思いますので、まあ宮城県さんの方で、海については、取水するような場合、海水を使うような場合は特に、沿岸だけの動物だけではなくて、もう少し先の動物までちゃんと見て下さいねと、魚類ですけどね。ちゃんと見て下さいねということで良いと思います。この赤いマニュアル（ 県環境影響評価マニュアル（火力発電所設置事業）追補版）ですけど、これの中で見ると、やはり沿岸のことばかり考えていて、少し沖合の方の魚のことが抜けています。評価指標がなくて事後調査に持っていったようなところがあるのですよね。ですので、忘れないでやって下さいね、ということさえ頭に入れてもらえば、この案のとおり青のところ（ 「海域」区分）は削っても良いのかなと思います。以上です。

【太田委員】

表の見方を間違えていて、大丈夫だと思うのですが、青だけ該当するところはないということで良いのですよね。

【平野会長】

動物にマルが付いているところは、海が関係する案件であれば、すべからく海域の動物もやりなさいということになります。よろしいですかね。ですので、今原先生に御意見いただいたとおり、条例の別表第一、資料 2-3 ですね、海域と陸域の区分を撤廃して動物、植物とすると。海域の調査に関しては、原先生から御意見をいただいたとおり、沿岸だけではなくて、もう少し沖の方まで含めてという話に関しては、先程と同様ですが資料 2-4 で少し沖の方の海域調査をするようなやり方について、方法を幾つか例示するというかたちで対応していくという方向がよろしいかと思うのですが、よろしいですかね。

【太田委員】

了解です。

【平野会長】

では 3)については、そのように進めたいと思います。4)はいかがでしょう。これはいいですよね。表がやたら横長になって A3 の資料が出てくるのですが、他の自治体だと事

業ごとに一枚一枚独立した表になっていて使いやすいということなので、これはそうして下さい。逆にこれが審査会で議論しなければならない話ではないような気がして、事務的に勝手にやってくださいという世界かと思います。少し議論になりそうなのが5)ですね。発電所のアセス省令、法アセスのほうが改定になったと。それに関して条例アセスの方がその改定に付き合うかどうかというところについて、先生方御意見いかがでしょう。特に大気汚染関係ですね。

【村田委員】

確かに、今年度に沢山やっている風力関係だと、大抵の場合は山の中に造りますという話になって、もともとほとんど排出がないところなので、まあ、あんまり影響しないですよという話になっちゃうというのは分かるのですが、項目から外した場合に、個別の事例について、この案件に関してはちゃんと調べてもらわないと困るみたいなことがあった時に、こちらでそれは調べて下さいねと言えるものですか。それともここが消えちゃうとやらなくても良いという話になって終わっちゃうのですか。

【平野会長】

事務局回答願います。

【事務局】

こちらの別表一の項目については、当該事業種に関する一般的な評価項目について規定しているものなので、マルがついていないからやらなくていいということではなく、ここはこういう事業特性があるからこの調査項目もやってもらいますよという意見について審査会を踏まえてお伝えすることは可能です。あくまでも一般的なものですね。

【事務局】

追加でもう一つ、先程の二酸化炭素の項目もそうなのですが、今まで二酸化炭素にマルがついていないものもあるのですが、審査会の中でそういう観点も含めて評価すべきだという意見も沢山頂いていましたので、事業者さんにはやっていただくようお願いして、今でもやっていただいて評価内容には入っているという状況ですので、マルが付いていないからやらなくて良いというものではない。マルが付いていれば原則、これは見て下さいというふうにはなりますけど、それは事業によって異なってくるということは十分考えられます。

【平野会長】

よろしいでしょうかね。もちろんその辺、最低ラインみたいな話で、マルが付いていないと手抜きをしたくなる面はあるかと思います。

【石井委員】

私、青森県の六ヶ所村によく行って、膨大な風力発電のところを通ってくるのですが、そこに住んでいる人たちの話を聞くと、やはり低周波音というのが凄くいやなもの

で、あれは困るよねというのがあるのです。この超低周波音というのを削除しちゃって良いのかというのがあると思います。現実には、宮城県では広大な土地が太陽光パネルになっているのを見ると、いつも曇った砂漠の中にいるような感じになって、植物がどうなっているのだろう、生態系は確実に変わっています。風力発電もブンブン音がして、人がよらなくなってくるという、人がそうだったら動物はどうなっているのだろうという気がするのです。本当に再生可能エネルギーというのは、環境アセスをちゃんとやった上で動かすというのだったら良いけど、何か軽減する方向でどんどん減らしましょうというのは間違いだと思うのです。後で何かあっても取り戻すことができませんから。県も宮城県は美しいところなので、綺麗なところに、わざわざ六角山に風力発電を建てるという大学もありますけど、あのようなものはやめた方が良くと思いますね。意見です。

【平野会長】

石井先生、事務局から説明がありましたけど、今回省令の方の改正で騒音の超低周波音が削除されました。宮城県は最初から入っていないという状況なので、改定の対象にならないというのが事務局提案です。

【石井委員】

分かりました。

【平野会長】

ですので、これは永幡先生に相談して確認した上で、基本この方針で行きたいと思いますがいかがですか。条例アセスのほうが、調査項目が多いというのはちょっと変な話でもあるので。

【原専門委員】

発電所のアセス省令から削られた経緯を想像するのですが、発電所、もともと資源エネルギー庁は太陽光については認めていたのですが、風力はあまり認めてなくて、それは周波数の変換のところは上手くいってなかったのですよね。火力発電所の送電線の中にそれを入れ込むというのが凄く難しかった時期がありまして、今はインバーターが良くなったので、（その前は）良く火災を起こしていたのですが、それがもうなくなったので、ようやく認めてきたと。という訳でヨーロッパに遅れてしまったということがあるのですよね。ようやく政府の方でも後押しする方向で、ヨーロッパ並みに風力をやらなければいけないじゃないかと動いている中で、工事に伴うとか、建設に伴うところはもっと簡略化していきましようという方向で削ったのだと思います。（火力や原子力など大規模な）発電所そのものを作る時には数年かかります。炉の下には必ずコンクリートパイルを沢山打たなければならないので騒音の問題も沢山あったのです。それが半年くらい続いているような状況だったのです。

【平野会長】

発電所全般ではなくて、風力発電のみです。

【原専門委員】

そうです。ですから、火力発電所の建設のアセスに比べれば非常に軽微なので、もう外してしまえというのが正直な話なのではないかな、というふうに思っています。しかも、例えば100万kWを1基の原子力発電所や火力発電所を造るとすると数年かかるし、それからそれを風力に置き換えると250本位の風力発電機を建てなければいけないのですが、1本1本の建設は小さい訳ですよ。ですので、そういう小さいものを小さく造っていけば大きな影響はないんじゃないの、ということから考えると、影響の軽微な扱いとしていいんじゃないのと（国は判断したと）いうのを私は想像します。

【平野会長】

これも先程の件と同じで、基本省令に合わせて改正をしておいて、特段考えなければいけない案件が出たら方法書段階以前の段階でこういう調査もきちんとして下さいということで盛り込んでいくという方向性で事務局提案どおりに進めれば良いのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。はい、ではそのように進めていきたいと思います。一応全項目議論しましたけど、6)に関して資料2-3について御意見ありましたら、いかがでしょうか。

【伊藤委員】

資料2-3で各環境要素について、ざっと見たのですが、マルが付いていないのが「地盤」の「地盤沈下」だけなのですけど。地盤沈下については放水路事業でアセス省令に関連するということが網がかかっているのですが、こちらについてマルを付けておいた方が良いのかなと思いました。他にアセス省令でマルが付いていないところが幾つかあるのですが、この環境要素を並べているのですが、全然マルが付いていないのがあるというのがちょっとおかしいのかなと思いますので、その辺りは検討していただければと思います。

【平野会長】

ありがとうございます。省令の方でマルがついている項目で条例アセスの方でマルが付いていない項目について、ちょっと大変ですが今御指摘の地盤沈下以外もありますので、事務局の方で御検討いただいて、各専門の先生と御相談いただいて、省令アセスに追従するかたちにするかどうかの検討を踏まえて、次回修正案として出していただければと思います。事務局それでよろしいですね。

【事務局】

はい。ありがとうございます。因みに風力発電事業については、国の省令アセスの項目と県としての項目にズレがあるのですが、こちらは8年前の平成24年の技術指針改正の場面で国の主務省令と比べてどうするかという議論の中で削除された項目もありますので、そういった部分の議事録も踏まえて整理したいと思います。

【平野会長】

よろしく申し上げます。もちろんマルが付いていないのにはマルが付いていない理由がちゃんとあるはずですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。これで大体指針の改正については議論が出尽くしたかと思ひますが、他に御検討ありましたら。

【野口委員】

今そのことを言われたのでもう一回見直していたら、発電所事業の中で風力発電事業だけ「人と自然との触れ合いの活動の場」に関して「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」の部分が入っていないとかたちに確かになっているのですよね。何故これだけ外れているのかは分からないですけど、もし昔理由があつて外したという経緯があるのであれば、それを調べておいていただければと思ひます。

【平野会長】

確かに、キャンプに来たのにずっと長いトレーラーが風力発電の機材を運んでいる姿は興ざめもいいところですよ。是非御確認下さい。野口先生ありがとうございます。他、いかがでしょう。よろしいですかね。それではこれでは議事次第の審査事項を終了して4報告事項に進みたいと思ひます。先ず、(1)「(仮称)宮城山元風力発電事業環境影響評価手続きの廃止等について」事務局から説明をお願いします。

(4) 報告事項

(仮称)宮城山元風力発電事業 環境影響評価手続きの廃止等について

【事務局】

資料3を御覧ください。資料の通り環境影響評価手続き中であつた当該事業について、事業主体の東急不動産株式会社から事業廃止に関する通知書が宮城県知事あて提出されたことを御報告するものです。当該事業については、山元町の沿岸部に新規で建設を計画する風力発電事業であり、風力発電施設約12基、出力が最大51,600kWの環境影響評価法第1種事業として審査を進めてまいりました。令和2年5月7日付けで計画段階環境配慮書が提出され、同年6月10日開催の審査会において委員の皆様へ審査賜り、同年7月10日に同事業に対する知事意見を発出してあります。今回10月22日付けで事業者より法第3条の9第1項第1号の規定による第1種事業の廃止等通知書が提出されました。事業廃止の理由として、各種調査内容を基に詳細検討した結果、事業採算等が確保できないため、との報告を受けてあります。合わせて10月23日河北新報に同事業廃止が公告されました。資料裏面になります。これをもって当該事業は環境影響評価手続きを終了したことを御報告するものです。事務局からは以上となります。

【平野会長】

ありがとうございます。これは当審査会でも特に植物への影響が大きいと牧先生が相当懸念されていた案件でございましたので、廃止されたというのは良かったかなと思っ

ておりますが、この件について御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですかね。では、次に移りたいと思います。

G-Bio 石巻須江発電事業に係る宮城県環境影響評価技術審査会への要望について

【平野会長】

報告事項(2)です。「G-Bio 石巻須江発電事業に係る宮城県環境影響評価技術審査会への要望について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

引き続き事務局から説明させていただきます。事前に委員の皆様へ送付した資料の通り、環境影響評価手続き中の当該事業について、「石巻須江地区の環境を守る住民の会」様及び「須江地区保護者の会」様から環境影響評価技術審査会会長に対して、審査において適切な判断、評価をされるよう要望書が提出されたことを御報告するものです。当該事業については、石巻須江に新規で建設を計画するバイオマス火力発電事業であり、出力最大 102,750kW の環境影響評価条例第 1 種事業として審査を進めてまいりました。平成 30 年 12 月 25 日付けで環境影響評価方法書が提出され、平成 31 年 3 月 19 日、4 月 22 日、令和元年 6 月 3 日開催の審査会において、委員の皆様へ審査賜り、同年 7 月 12 日に同事業に対する知事意見を発出しております。今回の要望については、先ず資料 4-参考-(1)、A4 用紙 1 枚ものについて、同事業の建設の中止、撤回を求める両会様より 10 月 27 日に宮城県知事宛て、「石巻須江パーム油火力発電所計画の中止・撤回を求める要望書」が提出され、当県副知事の遠藤が受領いたしました。その際、環境影響評価技術審査会 平野会長に対して、併せて「石巻須江パーム油火力発電所計画についての要望書」も同時に提出されたため、事務局がお預かりした上で 11 月 2 日、平野会長へ直接お届けいたしました。また、資料 4-参考-(2)については、11 月 25 日に須江地区保護者の会様より本日の審査会において委員の皆様へお渡しするよう追加で送付を受けたものであり、11 月 28 日にメールで皆様宛て送付いたしました。要望事項について代読させていただきます。

「近隣住民に環境そして健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、建設を中止すべきです。今後も厳しい適切な判断・評価がされるよう要望いたします。」

「なお、本日中止、」本日というのは 10 月 27 日ですね「本日『中止・撤回を求める署名』を 3,647 筆提出致しました」以上になります。

署名に関しては、要望書提出の時点で、署名をいただいております、こちらのとおり 3,647 筆の記載があったものとなっております。当該事業については、今後環境影響評価準備書の提出がなされた後に審査会において審査賜ることになります。委員の皆様におかれましては引き続き専門的技術的見地から十分な審査をお願いします。事務局からは以上となります。

【平野会長】

ありがとうございます。この件は、知事意見を改めて見ましたが、そもそもそういう

住宅街，学校，保育所が近いところに何故立地するのか，きちんと説明を準備書の中で記載するようとか，ほぼ皆さんが懸念されていることは，私共としても指摘してきたものになります。ですので，我々としては，淡々と，きちんとした環境への影響を準備書がでましたら話をしていくということになるかと思えます。この件につきまして，御質問とか御意見とかございますか。

【原専門委員】

要望書への回答というのは何かなされますか，県として。特に受理したということによろしいのでしょうか。

【事務局】

そのように考えております。

【原専門委員】

向こうから要求されているということはないですね。

【事務局】

はい。

【原専門委員】

審査会として要望は受けましたというような態度でよろしいのですね。

【事務局】

はい。

【原専門委員】

今会長が懸念されていることは，私共も懸念していて，要望には応えているというふうなことでまとめられていましたけど，それで私も良いと思うのですが。それだけでいいと思って良いのですね。

【事務局】

宮城県としましては，先程申し上げましたように遠藤副知事が要望書を受領させていただいておりまして，その際に御回答差し上げているという状況でございます。

【原専門委員】

了解しました。分かりました。もっと上位のところで回答差し上げているのですね。

【平野会長】

基本，中止の要望は副知事が受け取って，対応して下さっていて，それとは別に我々に対してですね，ちゃんと議事録を見ていただいております，引き続き適正な，厳正

な審査をお願いしたいという御要望でございますので、先程の私の発言が議事録に残ることと、議事次第にこの件がちゃんと報告されているということは証拠として残りますので、その辺りで十分かなというのが私の判断でございます。

【原専門委員】

分かりました。ありがとうございます。やはり似たような意見の中身、添付の資料を見ましたが、色々道路の付け替えを含め議論した内容でございますので、私共も議論したという認識で良いかなと思っております。ありがとうございます。

【平野会長】

他、いかがでしょうか。事務局に伺いますが、準備書は出てくるような状態になっているのでしょうか。

【事務局】

現在、(事前内部)審査の途中でございまして、まだ具体的にいつ出てくるというようなスケジュールが決まっているものではございません。

【平野会長】

分かりました。ありがとうございます。では、出てまいりましたら引き続き知事意見、我々の審査会意見も踏まえた準備書になっているかどうかちゃんと審査してまいりたいと思います。そうしますと、この件はこれでよろしいですね。それで進めたいと思います。

(5) その他

【平野会長】

5 その他でございます。その他、何かございますか。

【事務局】

本日審査賜りました審査事項(1)(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書につきましては、技術審査会の答申をいただいた上で、令和3年1月13日までに経済産業大臣あて知事意見を提出する運びとなります。答申につきましては、内容を本日の審査を踏まえまして調整させていただいた上で、まとめていただきたいと考えております。審査事項(2)環境影響評価技術指針改正につきましては、本日の質疑等に対する事務局の見解を取りまとめ、それぞれの専門分野にかかる内容につきましては、個別に御相談させていただきたいと考えております。次回以降の環境影響評価技術審査会において、答申の審議を更に進めさせていただきたいと考えております。なお、追加の御質問、御意見等ございましたら、お手数ですが12月7日(月)までに、メール等で御意見をいただきますようお願いいたします。次回の審査会につきましては、年明けの1月8日(金)の開催を予定しておりますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【平野会長】

ありがとうございます。1月8日は何時からですか。

【事務局】

今のところはいつもどおり14時からの予定です。

【平野会長】

今の事務局の説明に御質問ありますか。よろしいですかね。それでは、議事の一切がおわりましたので進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(6) 閉会

【事務局】

平野会長、委員の皆様、長時間の審査大変お疲れ様でございました。以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。